会議・打合せ記録

会議録	第 4 回豊田市公共交通会議
次第	開会 議事 (1)規約の変更について (2)豊田市福祉及び過疎地有償運送運営協議会 福祉有償運送実施申請団体について 豊田市における福祉有償運送の実施について (3)基幹公共交通ネットワーク設定の基本方針について (4)基幹公共交通ネットワーク(素案)について (5)今後の進め方について 豊田市お礼の言葉 閉会
日 時	平成18年2月2日(木) 10:00 ~
場所	豊田市役所 南庁舎 5 階 南 5 1 会議室
出席者	【委員】 荻野 弘(豊田工業高等専門学校)野田 宏治(豊田工業高等専門学校)水野 清(豊田市区長会)越村 文男(豊田市を長会)安藤 寿昭(豊田市 PTA 連絡協議会)新田 都子(豊田市消費者グループ連絡会)濱田 広美(福祉有償運送利用者代表)星沢 康子(")(佐藤 健次(")平岩 博(豊田市社会福祉協議会)本田 吉広(名古屋鉄道株式会社)報原雅一郎(愛知環状鉄道株式会社)報原雅一郎(愛知県タクシー協会豊田支部)加藤 水竹(交通機関運転者代表)福本 充 代理:毛利(国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所)田中 昇(国土交通省中部運輸局愛知運輸支局)山田 勇(")水谷 哲土 代理:榎本(愛知県)加藤 達朗(豊田加茂建設事務所)加藤 達朗(豊田加茂建設事務所)ル向 智晶(豊田加茂建設事務所)水局 智晶(豊田聖警察署)水野 勝(足助警察署)水野 勝(足助警察署)佐藤八十朗(豊田市)
資 料	次第、配席図 豊田市公共交通会議 規約(資料1) 申請法人一覧表(資料2) 豊田市における福祉有償運送の実施について(資料3) 豊田市公共交通会議第4回会議資料(資料4)

【議事概要】

- 第1部 豊田市福祉及び過疎地有償運送運営協議会
- (委員)「さわやか豊田」の許可申請書における「有償運送を行う理由」について、移送対象が抽象的なため、本来の移送の対象とは異なる利用者を輸送することになってしまうのではないか。また、同じく「いろりばた」の「運送の区域」について、「豊田市を中心とした愛知県全般」となっているが、許可要件は「発着地のいずれかが豊田市内」である。どのような意図か確認したい。
- (事務局)豊田市において福祉有償運送の輸送対象者は、「身体障害者等で単独で公共交通機関を利用することが困難なもの」としている。輸送対象者については、「利用会員登録簿」において状況を確認しているため、ガイドラインに規定する輸送対象者以外のものを輸送することの無いように、定期的に管理していきたい。また、運送の区域については「発着地のいずれかが豊田市内」であることを法人に確認しているため、申請書の修正をしてもらう。
- (委員)申請法人の中に、豊田市外に事業所のある法人があるが、今後も同様な申請があるのか。
- (事務局)基本的には、豊田市内の団体の申請ということになるが、市民の移動手段を確保するという観点から、今後も他市町村の法人からの申請及び豊田市内の団体の他市町村での申請はあり得る。
- (委員)「さくらの杜」の料金体系について、A 会員と B 会員での料金格差はどのようなものか。 また、運転会員の提供する車両を持ち込む際の任意保険については、保険会社にしっかり と確認が取れているか。
- (事務局) A 会員 B 会員の料金は、当該法人の施設やサービスの利用頻度に応じて分かれている。また、持込車両の保険については、ガイドラインに「保険者に福祉有償運送に使用することを申告して承認を得ること」という要件があるが、今一度各法人に確認して徹底させたい。
- (委員)施設やサービスの利用頻度に応じて料金を分けることが、差別的な扱いにならないように 確認する必要がある。また、保険についても所有者と運転者が異なる際に生じた事故等も 想定されるため、しっかりと確認しておいてもらいたい。
- (事務局)差別的な扱いになるか否かについて、本協議会での議論を踏まえ、事故時や保険の体制 とともに、事務局から指導していきたい。
- (委員)許可申請書に添付する書類には、車検証や免許証の写なども必要になる。今一度事務局で しっかりと確認しておいてもらいたい。
- (事務局)今一度事務局で確認をする。今後ともご指導いただきたい。
- (委員)点呼等の体制について、報告や点呼が確実にできる体制が整っているか。利用会員と運転 会員が直接連絡し、運行管理者を介さずに輸送することが無いようにする必要がある。
- (事務局)各法人・運転会員からは「誓約書」や「運転者就任承諾書及び宣誓書」を提出してもらい、誠実な運送を書面にて確認しているが、必ず運行管理者を介して輸送が実施されるように指導していきたい。
- (委員)点呼においては、免許証の期限切れや不携帯、飲酒の有無などを確実に確認する必要があるため、チェックリストを作成して管理するなどして、万が一のときに補償ができない事態を避けていただきたい。
- (事務局)非常に大切なことであり、他市での事例も参考にしながら態勢を整えたい。
- (委員)救急救命措置の研修については、別途実施するという認識でよろしいか。
- (事務局)資料2の「安全講習等について」欄には記述はないが、今後安全運転講習会等で実施するものであり、市としても指導していく。
- (委員)「はなかご」の料金体系は、2段階制できわめて安いが目的の運行を実施することは可能 なのか。
- (事務局)ボランティアの範囲での輸送であり、目的の運行を実施できるものと考えている。
- (委員)「さわやか」について、事業所が複数設置される体制になっているが、個人宅の事業所が 直接輸送の依頼を受けて、本部の運行管理者への報告がなされないのではないかという懸 念がある。できれば本部で一括して輸送の依頼を受ける形での体制にしてもらいたい。
- (事務局) 当該法人と再度体制について調整し必ず運行管理者を介した運行管理体制にしたい。
- (委員)資料3において、不足車両台数の推移が示されているが、不足車両数はあくまでも理論値である。今後の車両数の増備等については、平成18年4月からの輸送の状況等を考慮し

て実施していただきたい。

- (事務局)事務局としてもそのとおりであると考えており、輸送の状況を見ながら今後対応していく。
- (委員)体感として、介護タクシー事業者の保有する介護タクシーは増加している感がある。今後 の輸送の状況を確認しながら展開していって欲しい。
- (事務局)そのあたりの現況把握も行っていきたい。
- (委員)車両台数の換算方法はどのようなものか。
- (事務局)福祉タクシーや既に輸送を実施しているNPO法人等における輸送状況から、セダン型車両については1日あたり7回の輸送が限度であると仮定している。今回の車両の台数換算についても、登録する車両の1ヶ月あたりの稼動可能回数を全て確認したうえで台数を換算している。
- (委員)換算方法については理解できましたが、感覚として1日あたり7回という数字は大きいと 感じますので、今後の輸送の状況を確認しながら見直しを行っていただきたい。
- (委員)運送の対価とは別の入会金や会費などについても明確化しておいてもらいたい。
- (事務局)各法人に対し、料金の内容(輸送に係る対価なのか介護サービスとうにかかる対価なの か等)を利用者に対し明示するように、引き続き指導していきたい。

第2部 豊田市公共交通計画

- (委員) 各旧町村地域内のバス路線はどのように検討するのか。
- (事務局)地域内のバス路線については、次年度に端末交通として検討を予定している。本会議において基幹公共交通ネットワークを構築したうえで、端末交通の方向性について議論し、 運行についての詳細については、(仮)地域会議等を活用し、支所名で検討していく。
- (委員)次年度に実施予定の社会実験の内容はどのようなものか。
- (事務局)地区間を結ぶ基幹バス路線の中から路線をいくつか選定し、サービス水準を変化させて 利用者数や満足度、転換要因等をアンケートにより抽出したい。実験は次年度の早い時期 に実施したい。

【問合せ先等】

豊田市 都市整備部 交通政策課 公共交通計画担当

電 話 0565-34-6603 FAX 0565-33-2433

e-mail koutsu@city.toyota.aichi.jp